

# NCS HOKKAIDO

Nature Conservation  
Society of Hokkaido

2014年7月 NO.162

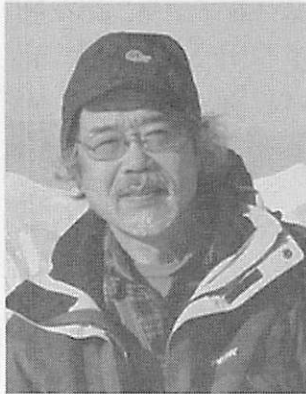
..... CONTENTS .....

会長就任のご挨拶.....	在田 一則.....	2
治山ダムのスリット化の経済効果②.....	大串 伸吾.....	3
2014年度通常総会の概要及び会計報告 .....		5
お知らせコーナー		
自然を語る会・自然保護大学のお知らせ .....		11
第21回夏休み自然観察記録コンクールのご案内 .....		12
活動日誌・要望書・新入会員紹介・寄贈図書紹介・寄付・会費納入のお願い 他.....		12
事務局員の募集 .....		12



根室・フレシマ地区

(撮影 佐藤 謙氏)



## 会長就任のご挨拶

会 長 在 田 一 則

(北海道大学総合博物館資料部研究員)

私は、去る5月17日に行なわれた一般社団法人北海道自然保護協会2014年度総会で佐藤前会長の後任として会長に選任されました。就任にあたりご挨拶を申し上げます。

北海道自然保護協会は1964年に創立し、本年12月に50周年を迎えます。協会の会長は東条猛猪氏から、伊藤秀五郎氏、石川俊夫氏、八木健三氏、小暮得雄氏、俵浩三氏、佐藤謙氏と続き、私で8代目ということになります。皆さまそれぞれ自然あるいは自然保護について確固たる見識を持ち、協会の活動を牽引され、北海道の自然を守る努力を重ねてこられました。

前会長の佐藤謙さんは、協会歴の浅い私の知る限りでも、緑資源大規模林道問題、北見道路問題、各地の風力発電問題などで道内はもとより本州方面にも現地の植生調査や被害調査に出かけられ、また関連団体や事業者への要望書や質問書などを執筆されるなど、文字通り八面六臂の行動力と熱意で協会を引っ張ってこられました。10年間の会長としての貢献に心からお礼を申し上げます。

私の専門は地質学であり、皆さまの“自然”のイメージにある動植物とは縁遠く、いささか心もとなく感じております。とは言いましても、日本自然保護協会設立(1951年)の契機の一つは雌阿寒岳における硫黄採取問題であったということです。また、本協会発足当時に計画されていた大雪山の核心部を通る大雪山観光道路(層雲峡～赤岳～お鉢平～湯駒別)建設計画が貴重な高山植物や雄大な火山景観を破壊するという事で協会などの反対により中止となったということもありました。野生生物の生存基盤であり、わが国の優れた自然景観を構成する貴重な地形・地質の保護や保全も自然保護運動の重要な対象であります。

一昨年発行した協会会誌「北海道の自然」第1号～50号総目次を見ますと、協会が、多くの自然保護団体とともに、大雪山縦貫道路・士幌高原道路・日高横断道路・知床の国有林伐採・千歳川放水路などの反対運動に取り組んで、それらを阻止し、北海道の自然を守り、生物多様性を保全する上で大きな貢献してきたことがわかります。協会はそれらの協働の運動をつうじて大きく成長してきました。これらの経験をこれからの協会の活動に生かさなければいけないという思いを強くしております。

大飯原発運転差し止め請求裁判において、福井地方裁判所は5月21日、3・4号機の再稼働を認めないという画期的な判決を言い渡しました。裁判長はその中で、原発事故が人格権や生存権の重大な侵害であり、これらの権利は憲法上、経済活動(原発による発電事業)より優位にあると述べています。また、原発を稼働しないことにもなう原油輸入による多額の貿易赤字などの経済的損失については、それを国富の喪失と言うべきではなく、「豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失である」としています。過酷な原発事故から見ると、我田引水の誹りを免れ得ないかもしれないが、経済至上主義・技術至上主義による自然破壊や環境破壊も「豊かな国土(自然)」の損失であり、「そこに国民が根を下ろして生活するという国富」の喪失であると言えるのではないのでしょうか。

国土や国富を守るために、自然保護や生物多様性保全の重要性と必要性を私たち自身がよく理解するとともに、市民の皆さまにも広く知っていただく努力をしなければならないと感じています。

皆さまのご支援とご協力を切にお願い申し上げます。

皆さまのご支援とご協力を切にお願い申し上げます。



## 治山ダムのスリット化の経済効果（その2）

北海道大学大学院 水産経営経済学研究室

専門研究員 大串伸吾

### 1. はじめに

前回では治山ダムをスリット化することで得られる「サクラマス資源の利用（漁業）に関する価値」を評価しました。今回はサクラマスを川の生態系の豊かさを表すシンボルとして捉え、『この魚が多く生息できる河川はそれだけ川の生態系が保たれている』と考えてはどうか、という視点に立って見ます。そして、その評価方法としても、事業を税金で費用負担することになる一般の道民に直接判断してもらう社会科学の方法を採用します。この発想転換により、河川環境を修復することでサクラマスがどれだけ多く生息できるようになるのか、その効果について道民の税負担意志を明らかにすることで『川の生態系を保全することの価値』を明らかにすることができるとは思いますが、その際、治水と言う人間の生命と財産の保全に重要な施設の「機能を維持するコスト<sup>注1)</sup>」も評価の天秤に掛けてはどうか。これらを定量的に明らかにすることが本稿の目的です。

### 2. 利用価値と非利用価値

生態系の価値は、『利用価値』と『非利用価値』に大別されることが知られています。ここで、本稿で評価する価値は『非利用価値』に限定します。理由は、生態系の価値とは、これを直接利用する人たちだけのものではないからです。誤解を恐れず簡単に言えば、『非利用価値』とは「自分はその保全対象を利用しなくても後世に残していきたいな」とか、「存在そのものに価値がある」という人々の認識から表現される価値です。そして、この『非利用価値』は、ある保全対象地域周辺の住民だけでなく、広い範囲の地域に住む人々が認めていることが知られています。遠く離れた地域の自然遺産の保全のために多額の寄付金が集まる事実は、この価値の典型例です。

本研究では前項で事例分析した小規模な川の生態系<sup>注2)</sup>がもつ『非利用価値』を測定するため、選択型実験というアンケートを行いました。その要点は、「納税者自ら環境の修復を行うのが望ましいと思う河川を選んでもらい、その河川環境を修復して川の生態系を保全することで得られる満足度、税負担意志を明らかにしよう」というものです。方法の詳細は紙面が限られているため割愛します<sup>注3)</sup>。

### 3. 結果

表 選択型実験の結果

ある一河川でのスリット化事業に対する 道民一世帯当たりの税負担意志(MWTP)		単位:円	単位:百万円
		世帯当たり	北海道全体 (242万世帯) ×242万
サ ク ラ マ ス	30尾遡上する河川	240 円	583
	80尾遡上する河川	641 円	1,554
	150尾遡上する河川	1,202 円	2,914
	300尾遡上する河川	2,404 円	5,829
イトウの保全ができる河川		1,170 円	2,837
補修工事が必要な河川		-111 円	-268

アンケートの結果、毎年サクラマス親魚が80尾以上遡上できる保護水面（九助川が該当）の環境を修復するスリット化事業では、平均して一世帯当たり641円の税負担意志があるという推定がなされました。これを全道の世帯数に乗じると約15億円もの税負担意志額となり、九助川でのスリット化事業の総コスト（約5,100万円）の約30倍となります。そして、イトウのような絶滅危惧種が保全できる河川でスリット化事業を行うのであれば、一世帯当たり1,170円の税負担意志が推定されました。その一方で、治水機能を維持するための補修工事も必要となる河川でスリット化事業を実施する場合、111円の支払意欲が低下する（-111円の意味）、ということも明らかになりました。

#### 4. 考察と展望

以上の事から、治山ダムのスリット化による治水機能低下のデメリットを考慮しても、川の生態系の保全（非利用価値）に対する道民の税負担意志は、小規模な河川であれば、その事業費用を上回る可能性があります。そしてこの非利用価値だけで、九助川のスリット化改修費用を大きく上回っているのであり、また水産資源でないイトウの保全であっても高い税負担意志があるのです。言い換えれば、一般の道民の方々にも川の生態系を保全して後世に残していきたいというニーズがあるとも言えます。

多くの魚種が遡上でき、川の生態系を保全することにもつながる治山ダムのスリット化<sup>注4)</sup>は、多くの場合そのコストに見合う経済効果を持っているでしょう。島牧村の事例では、漁業者らが水産資源の保全を目的としてスリット化を要望したことが、『川の生態系を保全するという道民のニーズ』に繋がりをいう捉え方もできます。今後は逆に、川の生態系の保全を目的にスリット化を自然保護団体が要望して、サクラマス等水産資源の利用価値も見込めることから漁業者と連携する、という方向性もあり得るでしょう。

ただし、それにあたっては治水機能が低下しても補修するから大丈夫と言う「安全性」だけでなく、その影響を受けうる地域住民の「安心」をどう担保出来るか、その合意形成があつての利用価値と非利用価値であることを忘れてはなりません。また、今回の推定データにはまだ考慮すべき内容があるため、結果の妥当性については限界があります。今後、この技術的なブラッシュアップに時間を要するため、本原稿を引用される場合には必ず筆者まで問い合わせ（rec\_fishing\_study@yahoo.co.jp）をすることをお願いいたします。

注1 ダムを切り下げることで低下する治水機能を維持するための補修工事をする費用。

注2 ここでは川の生態系とは、特に水生生物が自由に川を往来し、川底の砂利供給がそれら生物の生息環境としてかわり合っている様な姿に限定しています。

注3 アンケートの説明として、対象河川の規模（川幅3m～15m）、治山ダムのような落差工で魚が遡上できていない川があるという前提を説明し、サクラマス、イトウとは何なのか、保全手法であるスリット化のメリットとしての上記魚種の保全、デメリットとしての治水機能の低下の例を解説し、保全された資源を直接利用しない禁漁河川（保護水面）を改修対象とする等、様々な前提を置いた説明をしています。アンケートは予算制約などから(株)日経リサーチの道内に住むWEBアンケートモニターを対象とし、1,196人から回答を得ました。

注4 スリット化では生物の行き来が改善されるだけでなく、砂利の流下を大きく改善する効果があり、これが魚を登らせることに注目した魚道と大きな違いです。

# 2014年度 総会議事録

〈日時〉 2014年5月17日(土) 13:00~15:20

〈会場〉 北大クラーク会館(大集会室) 札幌市北区北8条西8丁目

司会：在田副会長

議長：長谷川雄助さん

資格審査委員・議事運営委員：横山理事、佐藤幸三さん、福岡順子さん、安藤忍さん、佐々木充人さん

書記：荻田理事、種田昭夫さん 議事録署名人：佐々木副会長、在田副会長

## 佐藤会長挨拶

総会は、一年を振り返り今後一年間の計画を図る最高決定機関でありますので、北海道の自然を守るために気楽に忌憚のないご審議をいただければ、と願っております。

福島原発事故以来、原子力に代わる自然エネルギーが大切だということでエネルギー問題が日本の大きなテーマになっております。原発でも全く同じでしたが、デメリットを一切伏せてメリットを強調するという風潮があり、そして今、風力でも太陽光でも同じようにデメリットを全く伏せて、という風潮がすごくあります。短絡思考になっているということです。メリットもデメリットも慎重に比較して、それで我々の目的は北海道の自然を守るということが基本になりますけれども、そういった慎重さが必要であり拙速であってはならないと強く感じています。以上、どうぞよろしく願いいたします。

## 資格審査結果報告

横山理事(資格審査委員長)

総会成立の基礎になる会員数559名(過半数280名)、出席者38名、委任状提出279名、合わせて317名です。定款による過半数を超えていることが確認され総会が成立しているということで資格審査委員の承認が得られました。

## 第1号議案 2013年度事業報告(報告事項)

佐藤会長

総会議案書に掲載されている1.会員の状況、2.広報事業、3.普及事業、4.調査研究および自然保護運動の順に説明。

## 第2号議案 2013年度の決算(審議事項)

佐々木副会長：2013年度決算報告書概要、公的目的支出計画実施報告に基づいて説明。

平成24年4月1日に一般社団法人に移行したことにより、道へこの公的目的支出計画実施報告を出すことになっております。旧法人は公益法人のため、財産は公的財産ということになっておりましたが、一般社団法人はこれを事業で使い切ることを求められています。皆さんの会費は、会を維持運営するための収入なので事業収入にはならず、公益目的財産を使い切ったとしても協会の財産が無くなるわけではありません。

●議長より第1号議案、第2号議案ならびに公益目的支出計画実施報告、監査報告について採決の提案があり、出席者多数の挙手により承認。

## 第3号議案 理事および監事選任

理事選任、監事選任について佐藤会長より説明。

選任案提出までの経過について配布の総会議案にもとづいて詳細に説明し、下記の理事選任案と監事選任案として提出した。

#### 理事選任案

森田正治、矢部和夫、横山武彦、池田 透、石川幸男、畠山武道、古林英一、種田昭夫、出羽 寛、在田一則、大原 雅、白木彩子、竹中万紀子、山崎 薫、福地郁子、佐々木克之、荻田雄輔、佐藤 謙、以上18名を理事とする。

#### 監事選任案

中根恵美子、山川泰弘、以上2名を監事とする。

- 議長より第3号議案、理事及び監事の選任について採決の提案があり、出席者多数の挙手により承認。

ここで総会は休憩に入り、その間、新理事、監事による第一回理事会が別室で行われ、新役員の選出が行われた。総会を再開し、佐藤会長から以下の新役員の発表が行われた。

会 長	在田一則
副 会 長	佐々木克之、池田 透
常務理事	福地郁子、矢部和夫、横山武彦、古林英一、種田昭夫
監 事	中根恵美子、山川泰弘

#### 新会長挨拶

2Pに在田新会長の挨拶がありますのでそちらをご覧ください。

#### 第4号議案 2014年度事業計画および予算案（佐藤、佐々木）

議案書に添って佐藤が2014年度事業計画について説明、佐々木が予算案について説明を行った。

佐藤：今年度の事業計画案を話します。基本的には北海道の自然保護を全部やろうと、それが広報事業、普及事業、調査・研究事業、運動と提言に全部入っていると思います。

#### 赤字について

佐藤：毎年、数十万円くらい赤字を作っています。私の会長時代は前よりも印刷物でも活動でも質を落とすなど、親の財産を食いつぶしてきました。他からお金を持ってくる算段とか財源の確保など考えるよう、新しい理事会で工夫をしないといけない、大きなテーマがあります。理事だけではやりきれない部分があり、会員の皆様にご協力をいただきたいと思います。

佐々木：会計では収入は個人会費や団体会費、事業収入などでこれは実績を考えると合計3,612,600円の収入を見込んだ会計です。

支出の方は、今までの結果から見て、必要なものやできるだけ削って考えた予算が4,460,762円、収入3,612,600円なので、当然その下にある848,162円の赤字予算となります。

資産の部、当年度の一番下に書いてある9,472,731円、これが今期の持っている財産になります。予算見込みでは84万円の赤字、昨年度では97万円の赤字、大体平均90万円くらいの赤字です。このままいくと10年で自然保護協会のお金はほとんどなくなってしまう。しかしそういうわけにはいかないので、理事会の中で議論して基本は会員を増やすこと。現在の会員数は559名。一番多いところは1,200名くらい。団体会員も多くすごく収入があったが、それがここまで減ってしまった。個人会員、団体会員を増やすことが基本であり、ぜひ来年もい

いろいろ努力するが、会員の皆様も会員拡大にはどうしたらいいのか、ご意見をいただきたい。

何か事業をするときに自然保護に寄付をする団体もある。そういう団体から寄付をもらって支出を減らすとか、また我々が自然保護協会からの講師として何かを請け負って収入にするとか、いろいろやって、今年84万円の赤字を少しでも減らせばまだまだやっていける。後ほどご質疑や問題点をご指摘されるとともに、いかに会員数を増やすかご意見をいただければありがたいと思っています。

●議長より第4号議案、2014年度事業計画および予算報告について採決の提案があり、出席者多数の挙手により承認。

◇議案2：2013年度決算

決算報告（2013年4月1日～2014年3月31日）

一般会計

(円)

収入の部		支出の部	
勘定科目	予算額	勘定科目	予算額
(特定資産運用益)	( 1,506)	(事業費)	( 3,739,077)
預金利息	1,506	給与手当	687,456
(会費収入)	( 2,976,110)	諸謝金	194,000
個人会費	2,106,110	会議費	42,285
団体会費	870,000	旅費交通費	158,660
(事業収入)	( 616,750)	通信運搬費	361,211
普及啓発事業収入	616,750	消耗品費	86,132
その他収入	0	印刷製本費	857,724
(寄付金収入)	( 373,000)	図書出版費	489,900
寄付金	373,000	水道光熱費	95,164
(雑収入)	( 93,119)	賃借料	655,190
受取利息	459	(管理費)	( 1,245,357)
雑収入	92,660	給与手当	458,304
		法定福利費	13,225
		会議費	11,000
		旅費交通費	77,260
		通信運搬費	28,720
		租税公課	20,000
		消耗品費	20,528
		印刷製本費	41,648
		水道光熱費	95,164
		賃借料	426,478
		諸会費	39,000
		支払手数料	4,030
		雑費	10,000
収入合計(A)	4,060,485	支出合計(B)	4,984,434
		当期経常増減額	△ 923,949

◇議案4：2014年度予算

予算計画（2014年4月1日～2015年3月31日）

一般会計

(円)

収入の部		支出の部	
勘定科目	予算額	勘定科目	予算額
(特定資産運用益)	( 1,600)	(事業費)	( 3,136,510)
預金利息	1,600	給与手当	687,456
(会費収入)	( 2,870,000)	諸謝金	200,000
個人会費	2,000,000	会議費	25,000
団体会費	870,000	旅費交通費	170,000
(事業収入)	( 500,000)	通信運搬費	340,000
普及啓発事業収入	500,000	消耗品費	13,000
その他収入	0	印刷製本費	836,000
(寄付金収入)	( 180,000)	図書出版費	0
寄付金	180,000	水道光熱費	100,000
(雑収入)	( 61,000)	賃借料	669,054
受取利息	1,000	(管理費)	( 1,342,252)
雑収入	60,000	給与手当	458,304
		法定福利費	13,702
		会議費	11,000
		旅費交通費	160,000
		通信運搬費	30,000
		租税公課	20,000
		消耗品費	2,000
		印刷製本費	45,000
		水道光熱費	100,000
		賃借料	431,246
		諸会費	39,000
		支払手数料	4,000
		雑費	10,000
収入合計(A)	3,612,600	支出合計(B)	4,460,762
		当期経常増減額	△ 848,162

その他

北見道路訴訟について Aさん

今年の3月20日で裁判が終わって道路が1年前にでき、まる10年道路問題をやってきました。2004年の7月と9月に佐藤謙先生が現地調査に入り、その年の11月に北海道自然保護協会が意見書を出してくれました。長いもので動物、植物、そして長期的な考え方について20ページ以上に渡って調査に基づき、いかに道路がおかしいのかという見解を發表されました。

まる10年、道路問題で現地調査、シンポジウムで法的な問題を島山さん、佐藤謙さんが「植物や動物の現状講演会」、市川さんが「生物多様性問題」を講演、自然学校など、多くの方が参加してくれました。

反対署名の中身も協会が理事会で一言一句検討し、写真もたくさん使い市民に分かりやすい内容の署名用紙ができ、署名は26,000名ほど集まりました。

4年何か月も裁判をやりましたが現実に道路はできてしまいました。第一次裁判をやった時にその反対の根拠が薄いと、できた道路でもまだあきらめず交通調査をし反論をしてきました。第二次裁判は、寺島さんなどの尽



力で56名の原告団を全道的に広げていただいた。その中で佐藤謙さんが意見陳述で道路を作る根拠が脆弱である、絶滅危惧種のホソバツルリンドウの移植が成功したというのは0%だと述べた。裁判長が現地調査をして移植などの問題も確認し、裁判で道路を作る根拠がない、それから生物多様性に関しては行政の裁量権が構築されない、と生物多様性に重点を置く、初めての裁判の判例も勝ち取ったという前進面もあった。

佐藤謙先生には、6月21日から2泊3日で現地に来てもらい移植したものは本当に成功したのか、道路ができた後の影響などの調査をお願いしています。いかに法律的にもおかしいか市川さん（市川守弘弁護士）による裁判の報告も4月にやってもらいました。佐藤謙先生をはじめ、江部常務理事に相談をして適切な判断をしていただき本当に助かりました。

全国から300件以上のカンパも集まりました。出羽先生のコウモリ調査や白木さんのオジロワシの話、モモンガの絵本（絵本作家作成1,000部）なども、地域運動として広がったのではないかと思います。

そして北海道自然保護協会には最後にお礼の感謝状を会長に差し上げたいと思い、今日参りました。本当にありがとうございました。（一同拍手）

議長：10年間という大変長い間の活動がこれで報われたと思います。その他にご意見のある方いらっしゃいますでしょうか？

佐々木：今のお話から、例えば費用対効果というのはかなりインチキな部分がありました。サンルダム、平取ダム、当別ダムなどについての本を出していますが、本題は「虚構に基づくダム建設」なんです。今のお話がまさに「虚構」ですね。対峙している時はどちらが正しいかなんてわからないが、結果としては明らかですよ。調べてみたら4割しかクルマが通ってないとか、今後調査される移植の結果がどうだとか、いってみれば事後調査なのですが、それをきちんと書いて今後どこかの道路建設に役立つよう執念深くやっていくといいと思います。できる前よりできてからの方が証拠がはっきりしていますから、北見道路も終わらせずにやっていくということなのでそれも整理していくことも説得力があるかと思しますので、私も期待しております。

江部：北海道自然保護協会が北見道路問題に取り組んだのがちょうど10年になり、本当に長い闘いで…。その間私が事務局長をやっていた関係で、地元の北見の自然風土の会の皆さんとは連携を密にしながら取り組んでまいりました。当協会として佐藤会長が2泊3日などで再三現地に行って植物などの調査をし、本当に自然の豊かな場所であるという実態がわかりました。20ページに亘る要望書を地元の会と当協会が北見市長に出したんです。そこから状況ガラッと変わったんです。植物も含めて学術的にあの場所がいかに貴重かと素晴らしい内容で、それで北見市も驚いて、それからまともに取り組むようになったんです。それが出た後、全部で12名くらいの北見の業者が、協会に怒鳴り込んできました。抗議のため面会にくるといった業者からの攻撃もはねのけながら、毅然と地元の会と取り組んできた経過があるのです。

裁判の結果は、3月に結論が出て控訴は棄却され、終わりました。第二次訴訟の控訴棄却が出たのは昨年12月でした。その判決の中に、佐藤会長が証人として説明し移植は全く効果がない、と堂々と説明したわけです。専門家に対する反論はできない状態でした。そのあたりで判決の内容も移植の問題や生物多様性について言及されていたのです。今後のこうした裁判にも活かせる判例となったと思います。

自然風土の会の人たちが2か月に一回の裁判に必ず出席できたのは、地元の団結、地元の会の支えが大きな力になってここまでこれたのだと思います。

議長：江部さん、裏のお話をどうもありがとうございました。

佐藤：負けたのは残念ですが、佐々木さんがおっしゃった相手の移植など嘘であるということ、がっちりとした報告書にして公にしようと考えています。裁判での証言は判例にもあり、北見の会と協会とで連名で「嘘について開発したんだよ」ということを、冊子にでもして証拠として残そうと6月にまた現地調査に行きます。



Bさん：Aさんのお話の中で「ごまかしの統計」という費用対効果や交通量の問題などで紹介されました。風力についても北海道に事業計画が持ち込まれており、各地でアセスが進められており、特に石狩沿岸でも大型風力事業のアセスがすすんでおります。まさにこれらでも調べれば調べるほどごまかしの統計というものがあちこち出てきて、風力は全く自然を破壊しません、人体に対する健康被害は全くありません、などいわれており、特に低周波に関しては、音の環境を変えるようなものも全く出ないと事業者側は主張しています。そうした形で事業者は数値をいじくりまわしてしゃあしゃあと出している状況です。ところがその数字の根拠を調べますと、それこそ統計のごまかしで、なぜこのような数字が出てくるのか、どう操作しているのか、たくさん疑問が出てきます。

日本国内でも被害者が出ているのに力学的な調査はまだ大々的に行われておりません。超低周波による健康被害は医学的な根拠はまったく証明されていないということが環境省の業務委託の報告で昨年出ています。それは海外のほんの少ない事例を用いたもので国内のデータは使われていません。疫学的な証拠は何もないということになっているのです。それを引き合いに出して、現在のアセスでも健康被害はないという前提で、何かあったら事後調査で、といった具合に話が進められています。私たちはそれに対抗できるよう勉強会をしたり、専門家の知恵をお借りしたりすることで、できる限りのことをしていかなければならないと思っています。

議長：石狩の風車に関しては佐藤先生が取り組んでいらっしゃるのでは何か補足はございませんか。

佐藤：以前から自然エネルギーということで風力は注目されていたが、一方で健康被害などが出ています。以前はアセスの対象でなかったものがアセスの対象になったのです。2年前まで企業の自主アセスだったものが昨年からはアセスの対象になったので、2年前から駆け込みで各地に風車が作られることになってしまいました。今年はそれらが準備書という段階で出されてきます。アセスの順序としては、配慮書、方法書、準備書の3段階で国民全員が意見を言えるのですが、いきなり準備書が出てきます。一回だけしか言うチャンスがないんです。後は確定して評価書になります。今年は日本海側に300基、それは配慮書というかたちで出てくるでしょうが、あちこち風車だらけになってしまう恐れがあります。ところが、私は本州で見てきましたが健康被害がひどいです。これだけ建てば北海道でも被害者が出るでしょう。また事業者も経済産業省も、建ててから考えますと言います。それから影響は科学的に証明されていません、因果関係はありませんとだけ言ってきます。ですからこれは大変な環境問題、公害問題になってしまうのだなと思っています。貴重な自然や鳥がいるということも事実ですし、やはりもぐらたたきといっても全部に対応できませんが、各地の会員の方に頑張っていていて典型的なところから問題を深く追及し対応していかないと大変なことになるなと思っています。

佐々木：私もいろいろ環境問題の委員会をまわっていて、アメリカの方では環境評価法は立派なものがありますが、日本のものはひどいものです。いろいろ世論が盛り上がって1997年に環境影響評価法ができたんです。その頃は盛り上がって良かったのですが、方法書や準備書、パブコメなど意見出す機会はたくさんあるのに、今はそうした書類をインターネットなどで見ることはできますが、印刷ができないんです。だからネット環境がない人は情報すら得られない。また印刷できなきゃどうしようもないですね。あちこちに問い合わせてもまともな答えは返ってこない。逆に今は環境影響評価法ができたころに比べて相当後退していると思います。皆さんも積極的に「おかしいんじゃないか」と言ってほしいと思います。

Cさん：縛りがあって印刷できないようになっているんです。それが正当だということになっていて、画面で見てもものすごく小さな字で読みにくい。下手したら毎日弁当持って役所に通って書類を見なきゃいけない。そこまでして書類を読んで意見を言う人なんて本当にいませんし、現実問題としてできません。

佐藤：昨年からのアセスの新しい法律では、事業計画を出すにあたって、まず配慮書というものが出てきます。次に方法書、準備書のそれぞれで国民が意見を言えるようになっているのです。その都度審議会が開かれて確定・評価されていきます。従来はアセスのコピーもとれたのですが、昨年からはアセス図書の著作権というもの

を利用してネットで閲覧できるけどダウンロードできない、ダウンロードできてもプリントできない、役所でも分厚い書類を閲覧はできるがコピーをとれないという状況になっています。著作権侵害ということになっているんです。おかしな話です。国民の意見を聞くべきアセスで、ネット環境のない人は情報すら得られないということになっているのに、アセスの著作権保護の方が優先されているのです。アセスの本当の法の理念に反していると環境省にいてもこれは問題ないということになっていて、弁護士にでも相談しなくてはならない状態です。

事業推進のためのことが書かれているだけで、アセスの手順をより迅速にしていこうというのが環境省、経済産業省の方針になってきています。ものも言わず実行していく方向になって短絡的、拙速的になりつつありますが、もっとゆっくりじっくりメリット・デメリットを考えていかななくてはいけないと思っています。

自然エネルギーとはいえ、送電線にしても相当森林伐採があるでしょうし、費用対効果にしてももっと検証する必要があります。本州でも被害者が裁判を起こしたり、相当大変なことになっています。

Cさん：私たちの会、石狩市民の会は、自然保護協会の力も借りて相当なお金を負担して、石狩湾新港で風力発電事業をしようとしているエコパワー社のアセス準備書を買いました。パブコメも出せるようにしました。が、4月23日の会合で回答書を見たところ提出したパブコメに対して大事なポイントになる質問に対してほとんどまともな回答をしていません。おおざっぱな答えしか出ていないにもかかわらず、道はそれをもとにして「市民からの意見はこうなっている」と、次の審議会に向けても準備しているところです。

議長：これに関連する事項かその他の事項で何かありませんか？

Dさん：地方にいてバラバラになっている会員の苦悩に対しても目を向けていくことで、自然保護協会の運営が量的にも質的にも高まるものと思っています。

この半年間取り組んだことを簡単に言います。護岸工問題（いわゆる防潮堤）ですが、昨年春、5年間で5億円を費やして長さ300mに渡って作るということが起きました。

伊達の海岸は20kmあるのですが、ほとんどが人工物で覆われています。私が住んでいるところの海岸線は600mの人工物のない海岸があります。そのうちの半分300mを5億円かけて高さ5mの護岸工の工事を始める、という説明が自治会にありました。

いわゆる3.11の19兆円のうち、自由に使える1兆円を北海道ではどこに使おうという中で当たったのが伊達の浜ということです。自然保護協会の会員としてこれにどう対応するか、各地バラバラにという活動を始めました。

そこで住民説明会までなんとか持ち込み、四回目で行政側が「とにかく作らせてください」という話になり、今年の6月から工事が開始されることになりました。1年目は1億円が使われますが、この1億円をどれだけ有効に使うか、ということ住民に提言しています。住民側には、地元業者がコンクリなどを運んだり地元が潤う部分もあるのでいい面もある、という意見もあります。一方、護岸工ができて海岸沿いの散歩道がなくなるのではないかと懸念する声もあります。また、その浜を守っている住民もいて、砂浜を残してもっと奥に護岸工を作ればいい、とかさまざま要求が出ていますので、これも住民や地域政党、町の人たちと話をしながら解決していけたらと思っています。

議長：2014年度通常総会をこれで終わらせていただきます。（一同拍手）

引続き北見の自然風土を考える市民連絡会の川崎さんから佐藤前会長へ感謝状が贈られました。

\* 総会終了後の「地熱発電と国立公園の自然－大雪山白水沢の開発計画から－」自然保護講演会報告は会誌52号47P～56Pに詳しく掲載されておりますので会報では割愛させていただきました。

## 「自然を語る会」のお知らせ

夕方の方のひと時、「自然を語る会」として、自然について様々な話題を提供してもらい話し合う会を開いております。常連の方も少しずつ増えてまいりました。今年度は8月から始め10月まで、3回の開催を予定しております。実施日とその話題をお知らせいたします。

下記の要領ですので、気軽にお誘い合わせの上ご参加いただけますよう、お待ちしております。

- ① 8月26日(火) 「木を見て、森も見てください」：円山動物園「動物の森」の紹介と、よりよいガイドをめぐり今後の取り組みについて 興野昌樹氏(円山動物園の森協議会委員・学校法人総合技術学園理事)

会場：北大人文・社会科学総合教育研究棟2階 W205教室

要旨：札幌市円山動物園には「動物園の森」と名付けられた自然観察ゾーンが設けられている。以前はバックヤードだった場所だが、2008年に整備が行われ、現在ではボランティアガイド付きで円山地区の自然を手軽に(かつそれなりにディープに)楽しんでいただく施設になっている。今回はこの「森」の変遷や、その運営について紹介する。加えて最近になって始めた、ガイド内容・技術向上のための取り組みについても紹介する。

- ② 9月30日(火) 「支笏湖の生い立ちと自然」 若松幹男氏(山の手博物館理事)

会場：北大人文・社会科学総合教育研究棟2階 W205教室

要旨：支笏湖は、周囲に北海道の半分近い240万人余の人々が住んでいるにもかかわらず、自然の緑が保たれ、日本有数の透明度が保たれている。このような人口密集地帯の近傍に広い自然が保たれているのは世界でもまれであろう。多くの皆様が、その支笏湖の自然に親しみ、そこから多くのことを学び、支笏湖の自然を守って行く一助になればと願い、支笏湖の生い立ちや見どころを語るものである。

- ③ 10月28日(火) 「根室半島フレシマの自然景観と植物」 佐藤謙氏(北海道自然保護協会理事・北海学園大学教授)

会場：北大学術交流会館会議室

曜日と時間：いずれも火曜日の18:00~20:00 定員：50名 参加費：無料

申込み問い合わせ：北海道自然保護協会 TEL:(011)251-5465 FAX:(011)211-8465

【注意】会場①②北大人文・社会科学総合教育研究棟(札幌市北区北10条西7丁目北大構内 北大総合博物館斜め向い) ③北大学術交流会館(札幌市北区北8条西5丁目正門を入り、左の棟)の2か所となっておりますので間違わないようご注意ください。

\*演者が配布資料を用意する場合、準備の都合がありますので、事前に申し込んでいただけますよう、よろしく願いいたします。

## 2014年度「自然保護大学」のお知らせ

毎年恒例の自然保護大学を下記の日時で開催いたします。土曜日の午後に集中して3つの講座を実施予定です。テーマ・講師は未定ですが、次回10月発行の会報NCで詳しくお知らせいたします。詳しく決まり次第、協会HPの最近のニュースなどにもアップいたしますのでご覧ください。

会場：北大クラーク会館・大集会室

日時：2014年11月15日(土) 13:00~18:10 3講座

定員：50名

参加費：一般2,000円、学生1,000円

申込み問い合わせ：北海道自然保護協会 TEL:(011)251-5465 FAX:(011)211-8465

Eメール：info@nc-hokkaido.or.jp

## 第21回夏休み自然観察記録コンクールのご案内

北海道自然保護協会では、北海道新聞社・北海道新聞野生生物基金との共催により、北海道教育委員会・札幌市教育委員会の後援を得て「第21回夏休み自然観察記録コンクール」を計画いたしました。

応募方法は下記のとおりです。

- 募集テーマ 身のまわりの自然をよく見て作文や絵にくわしくかいてみよう  
 応募資格 道内に在住する小学生  
 応募規定 作文用紙は自由な規格。低学年は絵日記ふうなまとめ方でもよい。絵は画材、用紙、大きさ自由。応募票（題・学校名・学年・氏名）を添付  
 応募先 〒060-0003 札幌市中央区北3条西11丁目 加森ビル5  
 （一般社団）北海道自然保護協会 (TEL) 011-251-5465 (FAX) 011-211-8465  
 応募期間 2014年8月1日(金)～9月19日(金) 必着 郵送、または持参(土・日祝を除く)  
 主催 一般社団法人北海道自然保護協会、北海道新聞社、公益財団法人北海道新聞野生生物基金  
 後援 北海道教育委員会、札幌市教育委員会

## 活動日誌

### 2014年4月

- 3日 2013年度会誌「北海道の自然」No.52 発送
- 8日 2013年度監査
- 15日 2013年度第8回運営委員会
- 19日 サクラマスまもり隊！主催講演会「ハツ場ダムとサンルダム」
- 25日 会報161号、総会開催案内、委任状等一括送付

### 2014年5月

- 9日 共産党議員団による「エゾシカ問題聞き取り」対応
- 10日 サクラマスまもり隊！主催協会共催講演会「ここまできたダムの撤去」
- 15日 札幌市都市計画審議会傍聴
- 17日 2013年度第4回理事会、総会、2014年度第1回理事会
- 23日 風発問題についての対応検討会
- 24日 北海道自然保護連合代表者会議
- 29日 北海道環境影響評価審議会「石狩ウインドファーム風力発電事業」傍聴
- 30日 サンルダム問題打ち合わせ会

### 2014年6月

- 6日 根室フレシマ風力発電施設反対について日本野鳥の会(田尻浩伸氏)から協力要請
- 6日 石狩市環境審議会傍聴
- 13～16日 「根室フレシマ風力発電所」建設予定地調査
- 17日 2014年度第1回拡大常務理事会

## 要望書など

- 4月2日 エコパワー(株)宛【猿払村及び浜頓別町における風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見】提出。環境大臣宛【猿払村及び浜頓別町における風力発電事業計画段階環境配慮書に対する当会の意見内容について真摯なご検討を要請します】提出。
- 4月2日 北海道開発局長、室蘭開発建設部長宛【ダム堤体建設工事用道路建設を含む平取ダム建設に関する質問その5】提出。
- 5月9日 根室市長宛【「根室フレシマ風力発電所」建設への反対を求める要望書】提出。
- 5月12日 札幌市都市計画審議会委員宛【北5条西8丁目地区都市計画に関する要望】提出。
- 5月27日 北海道環境影響評価審議会各委員宛【石狩湾新港ウインドファーム(仮称)事業に係る環境影響評価準備書に関する緊急の要望書】提出。
- 6月6日 開発局長、室蘭開発部長宛【額平川と貫気別川の水位などのデジタルデータ提供について平取ダム建設に関する質問その6-】提出。

- 6月16日 (株)天北エナジー宛【(仮称)天北風力発電所環境影響評価準備書に対する意見】提出。

## 新入会員紹介

2014年3月～2014年4月

【A会員】折原 浩司、赤島 弘一、古川 善雄

## 寄贈図書紹介

- ・梅沢さんより「新版北海道山の花図鑑 利尻島・礼文島」北海道新聞社発行
- ・佐藤謙さんより「ここが見どころ 日本の山」文一総合出版発行

## 寄付金

ありがとうございます

匿名さん	4,000円	匿名さん	100,000円
五十嵐敏文さん	10,000円	高田法雄さん	4,000円
東田行弘さん	1,000円	後藤言行さん	3,000円
伊藤由貴子さん	30,000円		

## ◆事務局員の募集◆

自然保護に関心のある一般事務が出来る方を募集しております。9月より、週5日勤務(但し土、日、祝日は除く)。勤務時間については相談に応じます。パソコンのできる方。仕事の内容他について詳しくは平日午前10時から午後5時までにお問い合わせください。

(一社)北海道自然保護協会事務局  
 電話 011-251-5465・Fax 011-211-8465  
 E-mail: info@nc-hokkaido.or.jp

## 会費納入のお願い

会費納入については日頃ご協力をいただいておりますが、未納の方は至急納入下さいますようお願いいたします。

個人A会員	4,000円
個人B会員	2,000円
(A会員と同一世帯の会員)	
学生会員	2,000円
団体会員 1口	15,000円

〈納入口座〉

郵便振替口座 02710-7-4055  
 北洋銀行本店営業部 (普通) 0017259  
 北海道銀行本店営業部 (普通) 0101444  
 〈口座名〉 一般社団法人 北海道自然保護協会

2014年7月15日発行 一般社団法人北海道自然保護協会・在田一則 ☎060-0003 札幌市中央区北3条西11丁目加森ビル5 6階

NC7月号 No.162 ホームページ: <http://nc-hokkaido.or.jp>

☎(011)251-5465 FAX (011)211-8465

Eメール: [info@nc-hokkaido.or.jp](mailto:info@nc-hokkaido.or.jp)

会費 個人A会員4,000円 個人B会員2,000円 学生会員2,000円 団体会員一口15,000円 郵便振替02710-7-4055 印刷 (株)フロンティア企画印刷

※ この紙は再生紙を使用しています。

